

青森県報

号外第三十三号

平成二十三年
三月三十日
(水曜日)

目 次

教育委員会

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則……………
(学校教育課) …… 一

教 育 委 員 会

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則(昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(入学料の免除の特例)

第七条の二 前条の規定によるほか、校長は、教育長が定める特別の事由に該当する

と認められる生徒の入学料を免除することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭